

記載例

離婚によって、住所や世帯主が変わる方は、新たに住所変更届、世帯主変更届の手続きが必要となりますので、ご注意ください。

離婚その他の事情で父母の氏が変わるときは、変更後（現在の）の氏を書いてください。養父母についても同じように書いてください。

本届書中 字訂正 字加入 字削除	訂正 印
---------------------------	---------

令和 年 月 日 午前 時 分 受領 午後	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻
-----------------------------	---

夫	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
---	---

通知	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
----	--

妻	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
---	---

通知	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
----	--

使	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
---	---

送付	年月日
----	-----

確認	通知
----	----

離婚届		受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日
第 届出する年月日を記入してください。		送付 令和 年 月 日	長 印
令和3年10月10日届出		第 号	
湯川村長 殿		書類調査	戸籍記載
		記載調査	調査票
		附票	住民票
		通知	
(1) 氏名	夫 湯川 太郎	妻 湯川 花子	
生年月日	昭和60年1月1日	平成元年3月3日	
住所	福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀨	福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀨	
世帯主の氏名	湯川 一郎	湯川 一郎	
(2) 本籍	福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀨 18 番地 番		
筆頭者の氏名	湯川 太郎		
父母の氏名	夫の父 湯川 一郎	妻の父 会津 次郎	
父母との続柄	長 男	二 女	
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚		
(4) 婚姻前の氏にもどる者の本籍	福島県会津若松市東栄町 3 番地 番		
(5) 未成年の子の氏	湯川 麻衣、湯川 瑠璃		
(6) 同居の期間	平成18年 10月 から 年 月 まで		
(7) 別居する前の住所	福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀨 18 番地 番		
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と	4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)		
(9) 夫妻の職業	夫の職業	妻の職業	
(10) 届出人	夫 湯川 太郎	妻 湯川 花子	
署名押印			
事件簿番号			

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
届書は、1通でさしつかえありません。
この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書も必要です。
そのほかに必要なもの
調停離婚のとき⇒調停調書の謄本
審判離婚のとき⇒審判書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき⇒和解調書の謄本
認諾離婚のとき⇒認諾調書の謄本
判決離婚のとき⇒判決書の謄本と確定証明書

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署 名	湯川 一郎
押 印	会津 次郎
生 年 月 日	昭和25年2月5日
住 所	福島県会津若松市東栄町 3 番 4 6 号
本 籍	福島県会津若松市東栄町 3 番 番

本届書中 字訂正 字加入 字削除	訂正 印
---------------------------	---------

婚姻で氏が変わった人は離婚後の氏や戸籍を次の3つから選んでください。
○元の氏に戻る場合 ①親の戸籍に戻る(左の例になります)
○元の氏に戻る場合 ②自分で新戸籍をつくる
○引き続き今までの氏を使う場合 ③別の用紙を離婚届と同時に提出してください。
(戸籍法77条2項の届出になります。)
離婚届と同時に77条2項の届出を提出する場合は、この欄は記入しないでください。

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
離婚届を提出し、いったん元の氏に戻った方も「婚姻中の氏」を引き続き使用したいときは、離婚の日から3ヶ月以内であれば、裁判所の許可なく「戸籍法77条2項の届出」をすることによって、そのまま使用できます。

離婚の際、未成年の子がいるときは、夫妻のどちらが親権を持つか、必ず決定をし、子の氏名を書いてください。この届出で親権を決定しますが、子の戸籍は移動しません。移動させるには家庭裁判所の許可が必要となります。詳しくはお尋ねください。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしをつけてください。
(面会交流)
取決めをしている。
まだ決めていない。
(養育費の分担)
取決めをしている。
まだ決めていない。
未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

◎署名は必ず本人が自署してください。

必ず連絡先の電話番号をご記入ください。

押印は任意となります。

押印は任意となります。

- 持参していただくもの
- ① 離婚届書(1通)
 - ② 戸籍謄本
*湯川村に本籍がある方は不要です。
 - ③ 運転免許証・マイナンバーカード等
*本人確認のため
 - ◎ 調停・裁判離婚の場合は、裁判所からの書類も忘れずに持参ください。その場合、届出人は申立人です。確定の日から10日以内に届出が必要です。証人は必要ありません